

南あわじにおける水稲・たまねぎ・
畜産の生産循環システム
(兵庫県南あわじ地域)

日本農業遺産保全計画
(第2期)



計画期間：令和8年4月～令和13年3月

南あわじ地域世界・日本農業遺産推進協議会

目 次

第 1	はじめに	2
第 2	課題への対応策	4
1	食料及び生計の保障	4
2	農業生物多様性	7
3	地域の伝統的な知識システム	11
4	文化、価値観及び社会組織	15
5	ランドスケープ及びシースケープの特徴	18
6	変化に対するレジリエンス	20
7	多様な主体の参画	21
8	6次産業化の推進	23
第 3	モニタリング方法	24
第 4	考察	24

第 1 はじめに

本書は、日本農業遺産に認定された「南あわじにおける水稻・たまねぎ・畜産の生産循環システム」を保全・推進するために、南あわじ市農業振興協議会（以下「振興協議会」という。）およびその構成員を含む多様な主体が関与し、今後 5 年間（令和 8 年～12 年度）にわたって取り組む具体的な内容を示したものである。

当地域の農業システムは、海に囲まれ、土地と水に限られる島特有の厳しい環境の中で、たまねぎ栽培を核に稲作と畜産を循環的に組み合わせている。高度な水利用・土地利用を通じ、多様な主体の参画のもと、島での生計を支えてきた独創的かつ伝統的な農業システムである。

このシステムは、以下のような価値を有している。

① 島嶼での生計の保障とコミュニティの維持

資源に限られる島嶼地域での生活は一般的に困難であり、淡路島においても京阪神や東京圏への人口流出が課題となっている。南あわじ地域では経営規模が小さく、水稻だけでは生計を立てられなかった中で、たまねぎ栽培や畜産を導入し複合化することで、島内で収入を得て、生活を継続することが可能となった。農業システムは淡路島の人口流出を抑制するとともに、地域コミュニティの維持にも寄与してきたと言える。

この農業システムの改善・改良を通じた構築のプロセスや、そこから示される可能性は、世界の島嶼地域や資源に恵まれない地域の課題解決に向けた活動にも貢献するものと期待する。

② 水を利用する基盤と知恵

限られた水を利用するために、古くからため池を築き、河川や用水路とあわせて表層水の利用を推進してきた。また、湧水や深井戸、浅井戸といった地下水も組み合わせて利用する灌漑システムが構築されている。

このシステムは伝統的な水利組織である「田主（たず）」によって、自主的に管理・運用されており、渇水や洪水の際にも迅速な危機回避の行動が取られている。こうして蓄積された基盤と知恵（ナレッジ）は、SDGs 目標である世界の陸上資源保全に係る課題解決にも寄与する。

③ 物質循環型の農法

島という閉鎖系の地理的条件に対応するため、たまねぎを核に、水稻や畜産を高度に組み合わせ、地域内で可能な限り物質循環させる農業システムを構築してきた。特に南あわじでは、たまねぎの連作障害の防止を兼ねた水稻作が行われており、お米を収穫した後の稲わらは家畜の飼料として有効活用されている。また、家畜から排出された牛糞は堆肥化されて水田に還元されることで、土壌の肥沃度を維持し、持続可能な農業に寄与している。たまねぎの保存段階では、農地横にたまねぎ小屋を設け、島の風を利用する衛生的かつ効率的な保存方法を確立してきた。土地資源が限られた島の特性に対応することで、地域における農畜産物の循環システムが構築されており、農業におけるエネルギー投入削減という世界的な課題にも貢献している。

このシステムの保全・推進を通じて、地域住民が誇りと自信を持ち、地域の貴重な農業文化や自然を次世代へ継承する気運が醸成される。また、地域農業への新規参入者の増加や観光業との連携を通じた交流人口の増加、さらには地域の活性化が期待される。

第 2 課題への対応策

1 食料及び生計の保障

A 脅威及び課題の分析

南あわじ地域は、水稻とたまねぎをはじめとする露地野菜を組み合わせた水田多毛作地域となっている。多毛作による地力の低下を補うため、地力増進作物や畜産堆肥を活用し、水田多毛作を維持している。

令和 6 年におけるたまねぎの作付面積は 1,280ha で、全国で 4 位、冬レタスは 680ha で全国 1 位を誇っている。その他の露地野菜や畜産も、兵庫県内で上位に位置している。

一方で、農業の担い手の高齢化が進み、露地野菜、水稻、畜産を担う農業者が減少している。そのため南あわじ地域の農業遺産を維持するためには、新たな担い手の確保が急務となっている。

さらに地球温暖化による気候変動、夜蛾類の発生、中山間地域での有害鳥獣被害の拡大が生産環境に影響を及ぼし、農家の生産意欲の減退が懸念されている。

B 脅威及び課題への対応策

(1) 南あわじ地域における農業の担い手確保

ア 新たな担い手確保に向けた地域の体制整備

南あわじ市就農支援連絡協議会（構成員：市役所、JA、南淡路農業改良普及センター）では、新規就農者の確保に向けて、就農相談会の開催や指導農家の確保・育成などを行っている。

また、新たな担い手の確保を目指して、集落において地域農業経営基盤強化計画（以下、「地域計画」という。）のブラッシュアップを進めるとともに、就農希望者の受入体制や農業研修プランをまとめた地域主導型就農・定着応援プラン（以下、「就農・定着応援プラン」という。）の作成支援を行う。

なお、これらの取り組みの実施にあたっては、市の地域農業活性化事業や多様な担い手確保・育成支援事業を活用する。

加えて、畜産分野に関しては、ヘルパー制度における人材の確保及び育成について、淡路島の風土にあうような活用手法など、関係機関と連携し、調査と研究を行う。

【就農・定着応援プラン作成数（令和12年度までに累計10プラン作成）】

令和7年度 5プラン ➤ 令和12年度 10プラン

イ 雇用就農者を含めた新規就農者の確保

南あわじ市就農支援連絡協議会では、就農希望者に対し、農業インターンシップや雇用就農の促進を図るため、親方農家とのマッチングを実施する。雇用期間中には農業の知識および技術の習得を支援するとともに、地域農家とのつながりを強化し、独立した自営就農への移行を目指す。また、受入農家（親方農家・雇用主）に対して、人材育成が円滑に進むよう研修会などを開催する。

なお、これらの取り組みの実施にあたっては、国の支援や市の多様な担い手確保・育成支援事業を活用する。

【新規就農者数（毎年度40人以上を確保する）】

令和7年度 49人/年 ➤ 令和12年度 40人/年

ウ 営農組織や農業支援サービス事業体の確保

所得率の低い水稲については、新規就農者が生産品目として選択しにくい現状がある。そこで地域計画に基づき、機械の共同利用組合の設立や農作業を受託する農業支援サービス事業体の確保を進め、減少傾向にある水稲の作付面積維持を図っていく。

具体的なサービス例としては、農作業の代行（田植えや稲刈り、耕うん、防除など）を提供し、特に高齢農業者の労働負担の軽減を図っていく。これにより、効率的な生産活動が可能となり、水稲農業の継続に寄与する。

また、水稲以外の露地野菜や畜産分の営農組織や農業支援サービス事業体とも連携し、地域全体で農業生産を支える体制を強化していく。これにより、複合的な農業経営や地域農業の持続可能性を高めることを目指す。

今後は、支援体制の充実と利用促進を図るとともに、新規就農者や既存農業者への周知を徹底し、地域農業全体の活性化と生産基盤の強化につなげる。

なお、実施にあたっては、国や県、市の支援を活用する。

【農業支援サービス事業体（令和12年度までに累計65経営体）

令和7年度 55経営体 ➤ 令和12年度 65経営体

(2) 地球温暖化による影響の軽減

ア 高温耐性の水稻品種への切り替え

地球温暖化の影響を軽減するため、地域内で栽培されているキヌヒカリから、兵庫県の新規育成品種「コ・ノ・ホ・シ」への切り替えを推進する。

令和7年産および令和8年産米においては、先端技術研究会議などの取り組みにより試験区を設置し、栽培暦を確立した上で、農業者に対して栽培暦を配布する。コ・ノ・ホ・シの種子についてはあわじ島農業協同組合に申込み農業者が個別に購入することで確保する。

品種切替による効果として、「コ・ノ・ホ・シ」は整粒率が76.1%と、「キヌヒカリ」の56.6%を大きく上回っている。また、葉いもち病に対する耐性も強く、キヌヒカリの中程度と比較して耐病性の向上が期待される。これらにより、高温環境下でもより安定した収量と品質が期待でき、地域の水稲生産の持続可能性向上に寄与する。

【コ・ノ・ホ・シ作付面積（令和12年度までに年間900ha）】

令和7年度 3ha/年 ➤ 令和12年度 900ha/年

イ 牛舎における暑熱対策による暑熱ストレスの軽減

近年の地球温暖化に伴う気温上昇は畜産業に深刻な影響を及ぼしている。特に牛は暑さに弱く、夏季の高温は乳量の減少や健康悪化を引き起こすことが懸念されている。この暑熱ストレスを軽減するために、国や県の事業を活用して、牛舎の換気を図り、ファンや換気扇を設置して空気の循環を促進する。さらに、屋根や壁への断熱材の使用や暑熱塗料の塗布、細霧装置・牛舎内の給水設備の充実など、暑熱対策として有効な措置を実施する。

さらに、農家に対しては暑熱対策に関する研修や情報提供を定期的に行い、実践的な飼養管理ノウハウの普及に努める。これにより、暑熱ストレスの軽減と生産性の維持・向上を図っていく。

【暑熱改善農家数（令和12年度まで述べ25人）】

令和7年度 延べ4人/年 ➤ 令和12年度 延べ25人/年

(3) 鳥獣対策の強化

ア 鳥獣被害防止の体制強化

南あわじ市鳥獣被害防止対策協議会（構成員：市役所、県民局、JA、県猟友会、農会、自治会等）を中心に、被害発生地域での防護柵整備に取り組む。

また、防護柵と一体となった生息環境管理を推進するため、農作物の残さの除去や無意識の餌付け行為への注意喚起など、農業者だけでなく地域住民にも被害防止策の知識普及と啓発を図る。

【防護柵の設置（令和8年度～令和12年度までの間で延べ35,000m）】

令和7年度 6,990m ➤ 令和12年度 延べ35,000m

イ 鳥獣被害防止計画に基づく捕獲

シカおよびイノシシについては、年間を通じた捕獲活動により、生息域拡大の抑制および農作物被害の軽減を図る。

一方、捕獲従事者の高齢化が課題となっているため、新規狩猟免許取得の促進によって後継者の確保に努めるとともに、ICT機器を活用した捕獲機材の導入により、捕獲従事者の負担軽減を目指す。

【有害鳥獣捕獲頭数（令和12年度まで毎年シカ700頭、イノシシ1,200頭）】

令和6年度 シカ696頭/年、イノシシ1,241頭/年

令和12年度 シカ700頭/年、イノシシ1,200頭/年

2 農業生物多様性

A 脅威及び課題の分析

・遺伝資源について

淡路島のたまねぎは、アメリカから導入された種子を大阪の農家が改良し、さらに淡路島の風土に適した品種に繰り返し選抜を重ねてきた。大正12年には貯蔵性の高い「淡路中甲高」が育成され、同地域は全国的なたまねぎの産地として発達した。

戦後は品種特性のバラツキが問題となったが、昭和27年より旧三原町の農家や農業改良普及所、農業試験場淡路分場が協力し、生育や収量、球姿、貯蔵性を考慮した優良個体の選抜を開始。昭和30年頃には、淡路中甲高黄 1 号～3 号の 3 系統が確立され、本格的に栽培が始まった。

この品種は、昭和40年代後半まで西日本のたまねぎ生産の約40%を占め、形の良さや柔らかさ、甘さからF1品種の親となり、現在の中晩生品種の約80%にその遺伝資源が受け継がれている。多くの品種が淡路島で試作され、地域の気候に適した甘く柔らかいたまねぎとして育成されていることから、秋播きたまねぎのルーツは南あわじ地域にある。

遺伝資源の保全にあたっては、淡路中甲高黄の作付面積増加に取り組むとともに、南あわじ市民や全国の消費者に南あわじ地域におけるたまねぎの歴史や地域ブランドの背景を共有し、後世への伝承に取り組む必要がある。

・生物多様性について

南あわじ地域では毎年3月から6月にかけて、たまねぎの茎による草原的景観が形成され、ヒバリの繁殖地となっており、水田や水路は、メダカやドジョウ、アメンボなどの重要な生息環境となっている。このため、生物多様性の保全にあたっては、たまねぎ及び水稻の作付面積の維持に取り組む必要がある。

B 脅威及び課題への対応策

(1) 淡路中甲高の復活とPR

ア 淡路中甲高黄の作付面積の増加

淡路中甲高黄復活プロジェクト（第1期）により確保した種子を、こだわりのたまねぎ栽培に取り組む農家に配布する。

今後は栽培技術の支援体制を維持・強化し、種子の安定供給を確保するとともに、作付面積の拡大を図る。さらに、地域内外へのPR活動を通じてブランド価値を高め、消費者に淡路中甲高黄の魅力を伝えていく。

これらの取り組みにより、遺伝資源の保全と地域の農業振興の両立を目指す。

【淡路中甲高黄の作付面積（令和12年度までに年間作付面積25 a）】

令和7年度 18 a ➤ 令和12年度 25 a

イ 淡路中甲高黄の付加価値創出と市場展開

秋播きたまねぎのルーツである淡路中甲高黄は、その品種にまつわるストーリーに非常に高い付加価値を持っている。しかし、食味の評価にばらつきがあることや、中晩生品種であるものの傷みが早いといった課題があり、市場に出回っている品種と比べると扱いが非常に難しい品種である。

そこで、高い付加価値となるストーリーと期間限定の販売を組み合わせ、「幻の淡路島たまねぎ」として、主に地元直売所で販売を行うことにより、淡路中甲高黄のブランド化を推進する。

【淡路中甲高黄販売者数（令和12年度までに10人）】

令和7年度 5人 ➤ 令和12年度 10人

ウ 淡路中甲高黄のPR

淡路中甲高黄に関する情報はパンフレット「淡路中甲高黄」などを通じて消費者に配布する。

また、南あわじ市の地域情報や旬の食材、観光、イベント情報を発信する「南あわじ旬だより」などのSNSも活用し、情報発信に努める。

さらに、PRイベントの開催や地元飲食店との連携強化を進めることで、淡路中甲高黄の知名度向上と消費促進を図る。

【SNSやパンフレット配布など情報発信回数（令和12年度まで毎年4回）】

令和7年度 3回/年 ➤ 令和12年度 4回/年

(2) たまねぎ作付面積の維持

ア たまねぎブランド力の維持・向上

淡路島たまねぎのブランド力を維持・向上させることで、生産者の生産意欲を高め、作付面積の安定的な維持・拡大を目指す。

具体的には、関西圏と比較して認知度の低い首都圏を中心にPR活動を強化し、イベントやマルシェなどで農家による直接販売を行い、消費者の理解と支持を深める。

また、消費者ニーズの把握や市場動向の分析を通じて、品質向上や加工品や

野菜ボックスなど新たな商品開発を促進し、ブランド価値の向上につなげる。

加えて、農家への技術支援や販路拡大のための連携体制を整え、持続可能な生産体制の構築を図る。

【たまねぎの作付面積（令和12年度までに1,200ha）】

令和7年度 1,210ha ➤ 令和12年度 1,200ha

イ 生産技術の向上支援

たまねぎの作付面積の維持・拡大を目指し、生産効率や品質向上に資する栽培技術の普及および研修会を開催する。

具体的には、最新の栽培技術や病害虫防除技術、土壌改良などの指導を強化し、農業者が高品質なたまねぎを安定して生産できる環境を整える。

また、ICTやスマート農業の導入支援を通じて生産効率の向上も図る。これにより、生産者の負担軽減と経営の安定化を促進し、たまねぎ栽培の持続性を確保する。

【栽培講習会参加人数 令和12年度まで年間1,000人以上を継続】

令和7年度 1,000人 ➤ 令和12年度 1,000人以上

(3) 水稲作付面積の維持

ア 多様な水稲作付けによる地域資源の保全と生物多様性の維持

国内の主食用米需要は減少傾向にあるものの、海外マーケットの需要動向を踏まえ、増加の可能性もあることから、水稲の作付面積減少の緩和を図る。

そのため、主食用米のみならず、加工用米、米粉用米、飼料用米など多様な用途に応じた水稲の作付を推進する。

これにより、農業用ため池や水路の有効活用が促進され、地域の水資源保全活動も後押しされる。地域住民や関係団体との連携による水資源管理強化を図るとともに、これらの環境整備が水田生態系の多様な生物の生息を支えることにより、豊かな生態系形成に寄与する。

加えて、多様な水稲栽培に関する技術指導や支援制度を活用し、生産者の負担軽減と持続可能な農業の推進を目指す。

【南あわじ地域水稻作付面積（令和12年度まで毎年1,300ha以上の作付面積）】

令和7年度 1,413ha ➤ 令和12年度 1,300ha

イ 多様な市場ニーズに対応した販売促進・販路拡大

本地域のWCS用稲の作付面積は兵庫県下で1位を誇り、地域内の畜産農家への安定的な飼料供給を支えている。WCS用稲は主食用米よりも早期刈り取りが可能のため、露地野菜の作付準備期間が確保されるほか、水稻とたまねぎの間にレタスを一作挟むこともできるなど、露地野菜との複合経営におけるメリットは大きくなっている。

また、米粉用米については、米粉利用推進協議会が活発に活動しており、高品質な米粉パンをはじめとする商品開発が進んでいる。主食用米価格の上昇による影響で作付面積が減少傾向にあるため、米粉用米の栽培拡大や安定供給に向けた戦略的な取り組みが求められている。

今後は、WCS用稲の地域需要のさらなる安定化、米粉用米の普及促進に加え、販促活動や消費者への情報発信を強化し、多様な市場ニーズに応える試作を推進し、地域ブランドの価値向上と水稻作付面積の維持を目指す。

【新規需要米の作付面積（令和12年度までに年間400ha）】

令和7年度 361.4 ha → 令和12年度 400ha

3 地域の伝統的な知識システム

A 脅威及び課題の分析

農家の減少や高齢化により「田主（たず）」が担ってきたため池や水路などの灌漑施設の維持が困難となっている。これにより、地域全体で地域資源を確保し、その質を向上させる活動に取り組めない地域が生じる恐れがある。

また、南あわじ地域で伝統的に用いられてきた牛ふん堆肥を活かした土づくりは、畜産農家の廃業が進むことで存続が危ぶまれている。規模拡大を志向する畜産農家が補ってきたものの、結果として堆肥の供給が一部地域に偏る課題が生じている。

さらに、夏の乾燥した自然の風を利用する伝統的な乾燥貯蔵技術である「吊り玉」は、作業が重労働であるため、たまねぎ小屋を活用したたまねぎ生産地

域でも実施されるケースは減少している。

加えて、近年の気候変動やたまねぎの連作により、べと病など産地を脅かす病害の発生が懸念されている。

B 脅威及び課題への対応策

(1) 灌漑施設の維持に対する取り組み

ア 多面的機能支払活動の面積維持

農業者の高齢化に伴い、水路やため池などの地域資源の保全に要する一人当たりの労働時間が長くなっている。このことから多面的機能支払活動を広域化し、地域住民が必要に応じて参画できる組織に発展させる。さらに、国の事業を活用して施設の長寿化対策なども必要に応じて実施する。

【多面的機能支払活動面積（令和12年度まで活動面積を毎年2,836ha以上）】

令和7年度 2,836ha ➤ 令和12年度 2,836ha

イ 担い手育成・技術継承の推進

地域の灌漑施設の維持は、ベテラン農家が中心となって対応していることが多い。そこで地域計画などを活用し、ベテラン農家と若手農家、さらには地域住民が気軽に意見交換や情報共有を行うことができる場を設け、灌漑技術や管理方法の継承を促進する。

【地域計画策定・更新数（令和12年度までに累計20地域計画を策定・更新）】

令和7年度 0地域 ➤ 令和12年度 20地域

※なお、目標とする地域数は地域資源の保全や管理についての計画を策定・更新した地域数とする。

(2) 農業支援サービス事業体や飼料生産組合による耕畜連携の促進

ア 耕畜連携の促進

畜産農家の減少や堆肥供給の地域偏在といった課題を踏まえ、農業支援サービス事業体や飼料生産組合などの新たな担い手の参画を促進し、域内における堆肥の収集・流通体制の整備を進める。

これにより、耕畜連携を強化し令和版の資源循環システムの確立を目指すことで、堆肥の安定供給と品質向上を図り、農地の土壌改良や環境負荷軽減に寄与することが期待できる。

また、地域資源の有効活用を通じて、畜産農家の経営安定や新規参入支援にもつなげ、持続可能な農業基盤の構築を促進する。

【耕畜連携面積（令和12年度まで毎年284ha以上実施）】

令和 7 年度 284.3ha ➤ 令和12年度 284ha

イ 飼料作物の生産拡大

畜産農家の多様なニーズに応え、従来の青刈りとうもろこしやWCS用稲に加え、主食用米と同じコンバインでの収穫が可能で濃厚飼料の代替となる粳米サイレージ（SGS）の導入を進める。また、飼料生産組合への機械導入支援をすることで、飼料作物の作付面積の拡大を図る。

これにより、飼料の安定供給体制を強化し、畜産業の持続的運営と地域の資源循環の促進を図る。生産体制の構築にあたっては、飼料生産組合や農業支援サービス事業体と連携し、効率的な生産・供給体制の確立を目指す。

【飼料作物の作付面積（令和12年度までに年間470ha以上）】

令和 7 年度 447.2ha ➤ 令和12年度 470ha

(3) 伝統的なたまねぎ生産の維持

ア 「吊り玉」など伝統的な農法のPR

伝統的なたまねぎの乾燥貯蔵技術である「吊り玉」は、夏の自然の風を利用した持続可能な農法であり、地域の気候風土に根差した重要な農法である。

この「吊り玉」で生産されたたまねぎを、実りのフェスティバルなど地域外でのイベントでPRし、伝統農法による品質や風味の優位性を広く伝える。

これにより、伝統農法に付加価値を見出す農家が増え、その取組みの維持・活性化が期待できる。

【地域外での吊り玉PR回数 令和12年度までに年間PR回数を 4 回】

令和 7 年度 2 回/年 ➤ 令和12年度 4 回/年

イ 伝統的な輪作農法による病原菌密度の抑制

水稻とたまねぎの二毛作は、土壌の栄養バランスを整えるだけでなく、連作障害の回避に極めて有効な手段となっている。湛水状態と乾燥状態を交互に繰り返すことで、特定の病原菌や害虫の生存サイクルを物理的に遮断し、農地を常に健全な状態にリセットしている。

更にたまねぎの病原菌対策として、たまねぎと異なるアブラナ科作物（キャベツ、はくさい、ブロッコリーなど）やキク科作物（レタス類）を輪作で栽培し、病原菌密度の抑制を図る。

この輪作により、べと病などの病害の発生リスクを低減し、たまねぎの収量と品質の安定化が期待される。

輪作の推進にあたっては、あわじ島農業協同組合や南淡路農業改良普及センターが連携し、適切な栽培暦の策定と普及を進める。

【栽培講習会参加人数 令和12年度まで年間1,000人以上を継続】

令和7年度 1,000人 ➤ 令和12年度 1,000人以上

(4) 南あわじ地域の農業遺産に関する講義や授業の実施

ア 農業遺産の理解促進を目的とした講義・授業の実施

外部の視点を持つ吉備国際大学志知キャンパスの学生や農業に従事する経験が浅い地元高校生を対象に、本地域の農業遺産や伝統農法に関する講義や実習を行う。講義では歴史や意義を学ぶとともに、フィールドワークや実際の農作業体験を通じて理解を深める。

これにより、南あわじ地域の農業システムの価値を実感し、将来的に地域農業に関わる若者の増加と持続的な農業基盤の構築が期待される。

【学生に対する講義等（令和12年度までに年間2回以上）

令和7年 1回/年 ➤ 令和12年 2回/年

イ インターンシップや体験農業の導入強化

吉備国際大学生志知キャンパスの学生を対象に、本地域の農業遺産の理解を

深めるため、同大学と連携してインターンシップや体験農業を積極的に実施する。これらのプログラムでは、伝統的な農法の実践や地域の農業課題の現場体験を通じて、学生の実践力と地域理解を高めることを目的とする。

また、継続的な連携体制を構築し、将来的な農業従事者や地域の担い手の育成に寄与することを期待する。

【インターンシップ等の実施件数（令和12年度まで毎年8件）】

令和7年度 7件/年 ➤ 令和12年度 8件/年

4 文化、価値観及び社会組織

A 脅威及び課題の分析

本地域では産業における農業の重要性が低下したことから、親世代が子世代に農業を継がせないケースが増えている。これにより、農業の担い手が減少し、耕作放棄田の増加や田主の機能低下が進み、放棄田周辺のため池や水路の荒廃など、多様な農業関連リスクが生じている。

また、第一次産業が基盤である本地域で農業の重要性が低下したことは、若者が就職先を求めて島外へ離れる傾向を強め、特に中山間地域を中心に過疎化が進行している。その結果、稲作・たまねぎ栽培・畜産に関わる地域の文化継承が困難となっている。

さらに、地域の若者の離島は、集落での共同作業や祭りを含む行事の縮小につながっている。これにより、祭りで奉納されてきた「浄瑠璃くずし」と呼ばれるだんじり唄や郷土料理のふるまいなど、郷土芸能・郷土文化を楽しむ機会が減少している。

B 脅威及び課題への対応策

(1) 田主と地域との関係強化

ア 地域における地域資源保全に関する未来設計図の策定

地域農業の未来設計図である地域計画などの話し合いの場を活用し、本地域にとって不可欠なため池や水路などの地域資源を保全・管理するための課題を共有する。また、共有した課題に対する解決策を検討していく。

【地域計画策定・更新数（令和12年度までに累計20地域計画を策定・更新）】

令和 7 年度 0 地域 ➤ 令和12年度 20地域

※なお、目標とする地域数は地域資源の保全や管理についての計画を策定・更新した地域数とする。

イ 多面的機能支払活動組織等の広域化

地域の話し合い等を通じて、弱体化が進んでいる地域の多面的機能支払活動組織の広域化を推進する。これにより、地域の弱体化した田主を包括する活動組織を形成し、効率的かつ持続可能な地域資源の保全・管理を実施していく。

【多面的機能支払活動組織の広域化（令和12年度までに累計 4 地域）】

令和 7 年度 1 地域 ➤ 令和12年度 4 地域

(2) 地域文化の継承

ア 淡路人形浄瑠璃を中心とした地域文化の継承

本地域の伝統芸能である「淡路人形浄瑠璃」は、江戸時代から豊作・豊漁祈願の神事として始まり、農業や漁業と深い関わりをもち、地域伝統文化の象徴となっている。

淡路島では古くから春分と秋分に最も近い「戊（つちのえ）の日」に、地域の産土神（うぶすながみ）を祀り、農作物の豊作を祈る行事（社日）を行われてきた。また、その際には人形浄瑠璃も奉納されていたと伝えられている。人形浄瑠璃に携わっていた人々は農家出身がほとんどだった。まさに「土の薫りがする淡路島の芸能」を守ってきたのは天地の恵みを受け、田畑を守り続けてきた農家たちであった。

しかし、地域の祭りなど伝統行事の衰退により、淡路人形浄瑠璃と農業との関わりが希薄になりつつある。そこで淡路人形浄瑠璃と農業との関わりがあることを再認識するとともに、淡路人形浄瑠璃と農業の魅力を発信する P R 活動を行う。

【農業関連イベントでの人形浄瑠璃PR実施回数（令和12年度まで年間 2 回）】

令和 7 年度 0 回/年 ➤ 令和12年度 2 回/年

イ 伝統文化の担い手育成・次世代継承

現在、本地域の小学校 1 校と中学校 2 校および高等学校 1 校において、淡路人形浄瑠璃の稽古を行っている。これらの活動の成果として、毎年 1 名のプロの人形遣いが確保されており、地域の伝統文化継承の土台となっている。今後は、これらの学校との連携をさらに深め、次世代への伝統文化の継承を一層促進していく。

【高校生の人形浄瑠璃稽古参加者数（令和12年度までに年間 8 人）】

令和 7 年度 8 人 ➤ 令和12年度 8 人

(3) 伝統的食文化の継承

ア 伝統的食文化の継承

本地域には、多くの伝統的な郷土料理が存在しています。お米を砕いて団子を作り、産後の女性の回復食として母親から娘へと受け継がれてきた「ちょぼ汁」は産後食としてだけでなく田植えが終わった際や農繁期の合間に労働の疲れを癒すための栄養補給として食べられることもあった。三原平野の豊かな農産物と近海の海の幸が組み合わさって発展し、お祭りなど親戚が集まる際に「もてなしの心」を込めて作られる「押し寿司」は近所に配り、喜びや感謝を分かち合う「お裾分け」の文化を根付かせてる。

しかし時代の変化に伴いこれらの料理を提供する機会は減少し、伝統的食文化の継承が困難になりつつある。

そのため、生活研究グループなどの団体が子どもへの食育活動や若い世代の女性農業者と交流を行い、本地域の伝統的な郷土料理を次世代への継承に取り組んでいく。

【食育活動及び交流会の開催（令和12年度までに年間 5 回）】

令和 7 年度 3 回/年 ➤ 令和12年度 5 回/年

イ たまねぎを使った郷土料理の普及

本地域にはお米を使った郷土料理「ちょぼ汁」や「押し寿司」に加え、たまねぎを使った郷土料理「ハモすき鍋」も存在する。今後は100年先を見据え、たまねぎを活用した新しい郷土料理の開発を検討するとともに、「ハモすき鍋」

をはじめとしたたまねぎ郷土料理の普及活動を推進していく。

【普及活動回数（令和12年度までに年間6回、市のプレスリリースも含む）

令和7年度 1回/年 → 令和12年度 6回/年

5 ランドスケープ及びシースケープの特徴

A 脅威及び課題の分析

諭鶴羽山系を背景に、水源確保のため扇状地には多くのため池が築造されている。これらのため池から水路網を通じて三原平野に水資源が供給されているが、長い年月が経過により、ため池や水路などの施設の老朽化が進んでいる。

また、島の海風を防ぐため、浜辺には防風松林が整備されている。島でありながら、海がほとんど意識されない、三原平野特有の山並みに囲まれたランドスケープが特徴的であるものの、松くい虫の被害により防風松林の面積は減少している。

さらに本地域では、季節ごとに大きく変容する農業ランドスケープが存在する。具体的には3月～6月中旬にかけてたまねぎ畑が広がり、その後たまねぎの収穫が終わると三原平野では田植えが行われ、畑が一気に水田へと変貌する。稲が成長し、稲刈りが終わると、水田は再びたまねぎ畑や秋冬野菜畑へと変わっていく。このように非常に価値のある本地域の農業ランドスケープに対して、地元民がその価値に気付いていないことが懸念されている。

B 脅威及び課題への対応策

(1) ため池・水路の保全と老朽化対策

ア ため池・水路の保全と老朽化対策

ため池管理者に対し、県と市が共同で設置したため池相談窓口「ため池保全サポートセンター」（以下「サポートセンター」という。）が適正な管理や補修に関する助言・指導を行う。また、老朽化が進むため池や水路については、国庫事業等を活用して改修工事を実施し、灌漑施設の機能維持を図る。

【ため池点検指導箇所350ヶ所（令和12年度までに累計350ヶ所）】

令和7年度 70ヶ所/年 ➤ 令和12年度 70ヶ所/年

(2) 防風松林の保全

ア 防風松林の保全と抵抗性クロマツの植樹

保安林およびそれに準じた高機能な松林を対象に、重点的かつ効果的な防除対策を実施し、松くい虫被害の拡大防止に努める。また、「ひょうご元気松」(抵抗性クロマツ)の植樹を行うことで、松林の維持・保全を図る。

【ひょうご元気松の植樹(ひょうご元気松の植樹を毎年1,000本)】

令和7年度 1,000本/年 ➤ 令和12年度 1,000本/年

(3) 南あわじ地域の農業ランドスケープにおける周知

ア 農業における関係人口や交流人口の増加

地元農家は日常の多忙な農作業の中で、南あわじ地域独特の農村風景の価値に気付いてないことが多い。一方で、この農村風景の魅力を新鮮な目でとらえられるのは、外部から訪れる島外や県外の方々である。

そこで、たまねぎの定植体験や収穫体験などのプログラムを通じて、関係人口および交流人口の増加を図る。本地域を訪れる方々との接点を増やし、農村風景を直接感じていただく機会を提供する。この取り組みは、訪問者に南あわじの魅力を伝えるとともに、地元農家にとっても自らの地域の価値を再認識する貴重な機会となる。こうした交流を通じて、南あわじの農村風景の価値を外部と共有し、地元農家と訪問者の交流を拡大しながら、新たな地域価値の創造につなげていく。

【たまねぎ作業の体験農園数(令和12年度までに10農園まで増加)】

令和7年度 3農園 ➤ 令和12年度 10農園

イ 南あわじ地域の魅力を発信

SNSやウェブサイト、動画配信などのデジタルツールを積極的に活用し、南あわじ地域ならではの独特な農村風景や農業文化の魅力を国内外に向けて発信する。

具体的には、水田における四季の変化や収穫体験の様子、地元農家の声などをInstagramやFacebookなどを通じて情報発信を行う。

加えて、地域の特産品や郷土料理の紹介、イベント案内や農業体験プログラ

ムの告知などを一体的に行い、地域ブランドの向上を目指す。

このようなデジタル広報活動により、多様な世代や地域の人々に南あわじの魅力を伝え、関係人口及び交流人口の増加を促進するとともに、地域の農業ランドスケープの価値向上と保存に寄与する。

【SNSによる発信（令和12年度までに年間12回の発信を目指す）】

令和7年度 0件/年 令和12年度 12件/年

6 変化に対するレジリエンス

A 脅威及び課題の分析

自然災害等による渇水時には、田主組織が番水制を用いて用水の配分を管理し、常に各水路に均等に水が流れるように工夫している。また、台風や豪雨による増水時には、田主を中心にため池や水路の見回りを実施し、ため池等の決壊を防ぐため放水して水位を下げるなど、被害軽減に努めている。

一方で、田主組織のこれからの取り組みは代々伝承されてきたが、地域の取り決めや知恵が薄れる懸念がある。

この伝承の喪失は、地域の農業や水管理に関する重要な知識が次世代へ受け継がれなくなるリスクをはらんでいる。

さらに若い世代の農業や地域活動への参加が進まなければ、今後の田主組織の運営が不透明となり、持続可能な活動の継続が困難になる可能性がある。

以上の状況を踏まえ、地域の伝承を継承しつつ、若者を巻き込んだ具体的な取り組みが急務となっている。

B 脅威及び課題への対応策

(1) 地域における円滑な情報伝達

ア 地域における地域資源保全に関する未来設計図の策定（再掲）

地域農業の未来設計図である地域計画などの話し合いの場を活用し、本地域にとって不可欠なため池や水路などの地域資源を保全・管理するための課題を共有する。また、共有した課題に対する解決策を検討していく。

【地域計画策定・更新数（令和12年度までに累計20地域計画を策定・更新）】

令和7年度 0地域 ➤ 令和12年度 20地域

※地域資源の保全や管理についての計画を策定・更新した地域計画とする。

(2) 若者世代や非農家による地域活動への参画

ア 若者世代や非農家による地域活動への参画

地域計画の策定・更新を担う事務局や多面的機能支払活動の組織については、世代交代が進まずに同じメンバーが何年も事務を担当している状況が多くみられる。

また、代表者等が高齢化などの理由で事務を継続できなくなった場合、地域における事業の継続が困難となるケースが増加する懸念がある。

このため、定期的に事務局メンバーの更新を促し、若者世代や非農家など多様な人材の参画を推進する必要がある。

【若手・非農家の新規参画があった地域数（令和12年度までに累計20地域）】

令和7年度 0地域 ➤ 令和12年度 20地域

※新規参画とは、過去5年間に参画していない若手または非農家が地域活動に初めて参加したこととする。

7 多様な主体の参画

A 脅威及び課題の分析

当地域の農業に関係する活動は、農会や田主に加え自治会や地域住民などが参画する生産組織により行われており、これら多様な参加者が連携を図ることで、農業生産だけでなく地域の環境保全や生活文化の継承、さらにはコミュニティの維持活性化に寄与している。

しかしながら、人口減少や若者の離島が進むなかで、地域団体の構成員が減少傾向にあり、特に若年層の参画不足が顕著である。その結果、こうした団体の活動は徐々に衰退の一途をたどりつつあり、特に中山間地域では耕作放棄田の増加が深刻化している。これにより農地の荒廃のみならず、地域景観の悪化や生物多様性の喪失、さらには地域社会の活力低下といった多面的な影響が拡大している。

B 脅威及び課題への対応策

(1) 農業バイトや農業体験など農業に係る関係人口の増加

ア スキマバイトなどを活用した関係人口の増加

担い手不足や人手不足の解消を図るため、たまねぎの収穫や定植などの農作業について、島内の非農家や島外の観光客を対象とした農作業体験を実施し、関係人口や交流人口の増加を目指す。近年では、観光の合間のスキマ時間を活用してアルバイトを行う「スキマバイト」が若者の間で増加しており、こうした働き方を活用して農業作業や地域活動を支える仕組みづくりを進めている。

スキマバイトの活用により、農作業の効率的な人手確保が可能となるだけでなく、若者を中心とした関係人口の増加を通じて、地域農業への理解促進や地域活性化にもつなげていく。

【スキマバイトに係る事業者登録把握件数（令和12年度までに25事業者）】

令和7年度 4事業者 → 令和12年度 25事業者

イ 関係人口増加を契機とした移住・定住促進の取組

農業体験や農業バイトを通じて、南あわじ地域での活動機会を増やすことにより、地域への魅力を感じて移住を検討する人が新たに現れることが期待されている。

特に中山間地域ではこうした移住者が農業の貴重な担い手であるとともに、新しい取り組みを積極的に実践することで、地域活性化の起爆剤となる可能性が高い。

このため、移住者が中山間地域での就農が目指せるようIターン就農者による情報の横展開を図るため、研修会や交流会等を開催する。

【Iターン就農者との交流会（令和12年度までに年間1回以上）】

令和7年度 0回/年 ➤ 令和12年度 1回/年

(2) 田主と地域の関係強化

ア 多面的機能支払活動組織等の広域化（再掲）

地域の話し合い等を通じて、弱体化が進んでいる地域の多面的機能支払活動

組織の広域化を推進する。これにより、地域の弱体化した田主を包括する活動組織を形成し、効率的かつ持続可能な地域資源の保全・管理を実施していく。

【多面的機能支払活動組織の広域化（令和12年度までに累計 4 地域）】

令和 7 年度 1 地域 ➤ 令和12年度 4 地域

8 6次産業化の推進

A 脅威及び課題の分析

たまねぎは日常的に使用される生鮮食材であるものの、市場出荷できない規格外品は加工品として出荷されている。淡路島では、たまねぎを使ったドレッシングやスープなど、消費者から高い評価を得ている加工品が多く存在する。

また、酪農家が生産する乳製品に関しては、「淡路島ヨーグルト」やプリン、近年ではモッツアレラやカチョカヴァロなどのチーズ類をはじめ、新たな加工品が誕生している。

さらに酪農家が 6 次産業化の一環として商品化したジェラートは、夏場になると行列ができるほど人気を博し、当地域における加工品はたまねぎや乳製品のみならず、淡路島全体のブランド価値向上に大きく寄与している。

一方で、農家や酪農家が 6 次産業化にチャレンジする際、食品表示法や食品衛生法などの規制が複雑であることや、加工に関する知識が不足しているために、加工品開発を断念する例も見受けられている。

また、コロナ禍により人と人との交流が鈍化し、第一次産業と第二次産業との連携機会も減少したことから、新たな加工品開発の機会も減少している。

B 脅威及び課題への対応策

(1) 新たな加工品開発にチャレンジするための障壁の解消

ア 加工品開発サポート体制の強化

加工品開発に関する疑問や課題を相談できる体制を構築し、普及センターや市が相談内容を集約する。加工に関する課題のみならず、食品表示法や衛生管理に関する研修会を開催し、加工に関する知識の底上げを図る。

【加工品開発研修会の開催数（令和12年度までに年間 2 回以上）】

令和7年度 0回 ➤ 令和12年度 2回

(2) 農商工連携の強化

ア 農イノベーションへの参画

新たに加工品開発に挑戦する第一次産業従事者が企業などと連携し、農商工連携による加工品開発を促進するため、兵庫県が実施する「農イノベーションひょうご」へ参画を推奨していく。

このプログラムでは、異業種交流や新規事業創出を目的としたマッチングイベント、技術支援、講演会など多様なプログラムが提供されている。参加者は研修会やセミナーに積極的に参加し、異業種共同の機会を広げることで、地域資源を生かした新たな加工品開発の推進を図っていく。

また、参加者同士の連携状況や成果は定期的にフォローアップし、成功事例の共有や課題解決に向けた意見交換の場も必要に応じて設ける。

【農イノベーションひょうごの会員数（令和12年度までに20事業者）】

令和7年度 13事業者 ➤ 令和12年度 20事業者

第3 モニタリング方法

南あわじ地域世界・日本農業遺産協議会が年に一度、進捗状況等の確認を行い、その結果を総会において報告し、各取組の実施スケジュールも併せて確認する。

さらに、年度ごとの取組み状況についてはホームページ等で公表する。

第4 考察

本地域は、水や土地に恵まれない島ではあるものの、農業システムの改良と、田主による公平な水配分などにより、小規模ながら生産性の高い農業が維持されている。これに伴い、独自の文化や生態系も育まれてきた。しかしながら、農業者の高齢化や人口減少に伴う担い手不足、さらにはこれらを要因とした地域農業組織力の低下など、多くの課題に直面している。

日本農業遺産の保全計画を確実に実行することで、南あわじのたまねぎ農業システムを保全・推進するとともに、本システムを水や土地に恵まれない島でのモデルとして発信する。これにより「陸上資源の保全」ならびに「持続可能な社会」の確立に貢献していきたいと考える。

世界農業遺産・日本農業遺産保全計画

取組一覧

兵庫県南あわじ地域

取組	ページ	実施者	実施時期(年度)					指標	
			R8	R9	R10	R11	R12	現状	目標
1 食料及び生計の保障									
(1)南あわじ地域における農業の担い手確保									
ア 新たな担い手確保に向けた地域の体制整備	4	◎就農支援連絡協議会、畜産事業所、酪協	○	○	○	○	○	就農応援プラン作成数 5プラン	就農応援プラン作成数 10プラン
イ 雇用就農者を含めた新規就農者の確保	5	◎就農支援連絡協議会、畜産事業所、酪協	○	○	○	○	○	新規就農者の確保 49人(親元・雇用含む)	新規就農者の確保 40人/年
ウ 営農組織や農業支援サービス事業体の確保	5	◎市、県(普及)、農協	○	○	○	○	○	農業支援サービス事業体 55経営体	農業支援サービス事業体 65経営体
(2)地球温暖化による影響の軽減									
ア 高温耐性の水稻品種への切り替え	5	◎先端技術研究会議、農協、県(普及)、水稻生産者	○	○	○	○	○	コ・ノ・ホ・シ作付面積 3ha/年	コ・ノ・ホ・シ作付面積 900ha/年
イ 牛舎における暑熱対策による暑熱ストレスの軽減	6	◎県(普及)、酪協、畜産事業所、生産者、市	○	○	○	○	○	暑熱改善農家数 延べ4人	暑熱改善農家数 延べ25人
(3)鳥獣対策の強化									
ア 鳥獣被害防止の体制強化	6	鳥獣被害防止対策協議会	○	○	○	○	○	防護柵の設置 R7:6,990m	防護柵の設置 R8~12:延べ35,000m
イ 鳥獣被害防止計画に基づく捕獲	7	◎猟友会、市、県	○	○	○	○	○	有害鳥獣捕獲頭数 イノシシ 1,241頭/年 シカ 696頭/年	有害鳥獣捕獲頭数 イノシシ 1,200頭/年 シカ 700頭/年

2 農業生物多様性									
(1) 淡路中甲高の復活とPR									
ア 淡路中甲高黄の栽培面積の増加	8	◎遺産推進協議会、たまねぎ生産者	○	○	○	○	○	淡路中甲高黄作付面積 18a	淡路中甲高黄作付面積 25a
イ 淡路中甲高黄の付加価値創出と市場展開	8	◎県(普及)、市	○	○	○	○	○	淡路中甲高黄販売者数 5人	淡路中甲高黄販売者数 10人
ウ 淡路中甲高黄のPR	9	◎市、県(普及)	○	○	○	○	○	SNSやパンフ配布など 情報発信回数 3回/年	SNSやパンフ配布など 情報発信回数 4回/年
(2) たまねぎ作付面積の維持									
ア たまねぎブランド力の維持・向上	9	◎市、県(普及)、農協、 たまねぎ生産者	○	○	○	○	○	たまねぎの作付面積 1,210ha	たまねぎの作付面積 1,200ha
イ 生産技術の向上支援	9	◎農協、県(普及)	○	○	○	○	○	栽培講習会参加人数 1,000人	栽培講習会参加人数 1,000人以上
(3) 水稲作付面積の維持									
ア 多様な水稲作付けによる地域資源の保全と生物多様性の維持	10	◎再生協、多面的機能支 払活動組織	○	○	○	○	○	水稲作付面積 1,413ha	水稲作付面積 1,300ha
イ 多様な市場ニーズに対応した販売促進・販路拡大	10	◎再生協、米粉協議会、 新規需要米生産者	○	○	○	○	○	新規需要米の作付面積 361.4ha	新規需要米の作付面積 400ha

3 地域の伝統的な知識システム									
(1) 灌漑施設の維持に対する取り組み									
ア 多面的機能支払活動の面積維持	12	◎多面的機能支払活動組織、市	○	○	○	○	○	多面的機能支払活動面積 2,836ha	多面的機能支払活動面積 2,836ha
イ 担い手育成・技術継承の推進	12	◎多面的機能支払活動組織、市	○	○	○	○	○	地域計画策定・更新数 (地域資源関連) 0地域	地域計画策定・更新数 (地域資源関連) 20地域
(2) 農業支援サービス事業者や飼料生産組合による耕畜連携の促進									
ア 耕畜連携の促進	12	◎サービス事業者、市、 県(普及)	○	○	○	○	○	耕畜連携面積 284.3ha	耕畜連携面積 284ha
イ 飼料作物の生産拡大	12	◎再生協、飼料生産組 合、サービス事業者	○	○	○	○	○	飼料作物の作付面積 447.2ha	飼料作物の作付面積 470ha
(3) 伝統的なたまねぎ生産の維持									
ア 「吊り玉」など伝統的な農法のPR	13	◎遺産推進協議会、市、 農協、県(普及)、たまね ぎ生産者	○	○	○	○	○	地域外での吊り玉PR回数 2回/年	地域外での吊り玉PR回数 4回/年
イ 伝統的な輪作農法による病原菌密度の抑制	13	◎農協、県(普及)、市、 再生協、生産者	○	○	○	○	○	栽培講習会参加人数 1,000人	栽培講習会参加人数 1,000人以上
(4) 南あわじ地域の農業遺産に関する講義や授業の実施									
ア 農業遺産の理解促進を目的とした講義・授業の実施	13	◎市、農協	○	○	○	○	○	学生への講義 1回/年	学生への講義 2回/年
イ インターンシップや体験農業の導入強化	14	◎就農支援連絡協議会、 畜産事業所、酪協	○	○	○	○	○	インターンシップ等の実施件数 7件/年	インターンシップ等の実施件数 8件/年

4 文化、価値観及び社会組織									
(1) 田主と地域との関係強化									
ア 地域における地域資源保全に関する未来設計図の策定	15	◎多面的機能支払活動組織など農業団体、市	○	○	○	○	○	地域計画策定・更新数(地域資源関連) 0地域	地域計画策定・更新数(地域資源関連) 20地域
イ 多面的機能支払活動組織等の広域化	15	◎多面的機能支払活動組織など農業団体、市	○	○	○	○	○	多面的機能支払活動組織の広域化 1地域	多面的機能支払活動組織の広域化 4地域
(2) 地域文化の継承									
ア 淡路人形浄瑠璃を中心とした地域文化の継承	15	◎遺産推進協議会、淡路人形協会	○	○	○	○	○	農業関連イベントでのPR 0回	農業関連イベントでのPR 2回
イ 伝統文化の担い手育成・次世代継承	15	◎淡路人形協会、市	○	○	○	○	○	高校生の人形稽古参加者 8人	高校生の人形稽古参加者 8人
(3) 伝統的食文化の継承									
ア 伝統的食文化の継承	16	◎県(普及)、市、生活研究グループ	○	○	○	○	○	食育活動・交流会の開催 3回	食育活動・交流会の開催 5回
イ たまねぎを使った郷土料理の普及	16	◎遺産推進協議会、県(普及)、市、生活研究グループ	○	○	○	○	○	郷土料理普及活動回数 1回/年	郷土料理普及活動回数 6回/年

5 ランドスケープ及びシースケープの特徴									
(1)ため池・水路の保全と老朽化対策									
ア ため池・水路の保全と老朽化対策	17	◎ため池サポートセンター、県、市	○	○	○	○	○	ため池点検指導箇所 350ヶ所の内、70ヶ所/年	ため池点検指導箇所 350ヶ所の内、70ヶ所/年
(2)防風松林の保全									
ア 防風松林の保全と抵抗性クロマツの植樹	17	◎県、市、森林組合等	○	○	○	○	○	ひょうご元気松の植樹 1,000本/年	ひょうご元気松の植樹 1,000本/年
(3)南あわじ地域の農業ランドスケープにおける周知									
ア 農業における関係人口や交流人口の増加	17	◎市、県(普及)、農協、生産者	○	○	○	○	○	たまねぎ作業の体験 農園数 3農園	たまねぎ作業の体験 農園数 10農園
イ 南あわじ地域の魅力を発信	18	◎市、県、県(普及)、農協	○	○	○	○	○	SNSによる発信 0回/年	SNSによる発信 12回/年
6 変化に対するレジリエンス									
(1)地域における円滑な情報伝達									
ア 地域における地域資源保全に関する未来設計図の策定(再掲)	19	◎多面的機能支払活動組織など農業団体、市	○	○	○	○	○	地域計画策定・更新数 (地域資源関連) 0地域	地域計画策定・更新数 (地域資源関連) 20地域
(2)若者世代や非農家による地域活動への参画									
ア 若者世代や非農家による地域活動への参画	19	◎多面的機能支払活動組織など農業団体、市	○	○	○	○	○	若手・非農家の新規参画地域数 0地域	若手・非農家の新規参画地域数 20地域

7 多様な主体の参画									
(1) 農業バイトや農業体験など農業に係る関係人口の増加									
ア スキマバイトなどを活用した関係人口の増加	20	◎市、県(普及)、農協、生産者	○	○	○	○	○	事業者登録把握件数 4事業者	事業者登録把握件数 25事業者
イ 関係人口増加を契機とした移住・定住促進の取組	20	◎就農支援連絡協議会	○	○	○	○	○	Iターン就農者との交流会 0回/年	Iターン就農者との交流会 1回/年
(2) 田主と地域の関係強化									
ア 多面的機能支払活動組織等の広域化(再掲)	21	◎多面的機能支払活動組織、市	○	○	○	○	○	多面的機能支払活動組織の広域化 0地域	多面的機能支払活動組織の広域化 4地域
8 6次産業化の推進									
(1) 新たな加工品開発にチャレンジするための障壁の解消									
ア 加工品開発サポート体制の強化	22	◎県(普及)、市	○	○	○	○	○	加工品開発研修会数 0回/年	加工品開発研修会数 2回/年
(2) 農商工連携の強化									
ア 農イノベーションへの参画	22	◎市、県(普及)、県農イノ推進協議会	○	○	○	○	○	農イノ会員数 13事業者	農イノ会員数 20事業者

注1) 実施者について、実施者が複数存在する場合には、責任者に◎を付けてください。

注2) 「指標」は可能な限り定量的なものを記入してください。

注3) セルは必要に応じて挿入、削除してください。

注4) 「ページ」には保全計画本文の該当するページを記入してください。

注5) 世界農業遺産への認定申請に係る承認のみを申請する場合は、別紙の第1の2(1)～(5)の5つの基準に沿って項目立てした上で記載してください。
 なお、既に日本農業遺産に認定されている地域が世界農業遺産への認定申請に係る承認を申請する場合は、別紙の第2の1～3の3つの基準に関する事項を、別紙の第1の2(1)～(5)の基準に包含する形で記載してください。

注6) 実施期間は、5年間としてください。なお、世界農業遺産に既に認定されている地域が日本農業遺産の認定申請を行う場合は、現行の世界農業遺産保全計画の計画期間としてください。